

JASS 15 左官工事標準仕様書改定の趣旨

—2007年6月改定版—

旧JASS 15は1998年に小改定が行われた。その後2004年10月23日新潟県中越地震によるラスモルタル外壁の被害調査およびこれに関連する実験結果の整備、はく落安全性に対する意識の高まり、性能規定化への移行、ホルムアルデヒドに代表される屋内の揮発性有機化合物放散に対応してしっくいや土物仕上げをはじめとする左官仕上げの需要増大、土佐しっくいをはじめとする地場特有のものであった左官工法の全国的な普及、基幹技能者資格制度による品質向上など技術的充実や左官工事に対する要求が大きく変化してきた。

そこで、左官工事小委員会では下記の項目を念頭に置いて改定作業を行ってきた。

1. 技術の向上・変化・解明
2. 地球環境問題（地球環境を配慮した仕様書—廃棄物，耐久性，リサイクル）
3. 室内環境問題（VOC，ホルムアルデヒド）
4. 性能規定化への移行
5. JASS 18，JASS 23との連携（整合性，共通部分，環境配慮など）
6. 材料の変化
7. 用途の変化
8. JASS 15の活用性（利用者からの要望，施主からみた仕様）
9. 仕上げのための下地づくりと左官本来の仕上げ工事との区分の明確化
10. その他

主な改定点は以下のとおりである。

- ・全体構成の見直しを行った。

左官工事では適応可能な下地と仕上げとの組み合わせが多岐にわたること、「下地」には、左官工事を行ううえでの「下地」と他工事の仕上げのために左官工事で施工する「下地」が混在し、解りにくいという意見が多かった。そこで、左官工事を行ううえでの「下地」を4節「適用下地」に、左官塗り仕上げを含めた他工事のための「下地」を5節「次工程のための下地づくり工事」に区分した。

また、左官による仕上げを中心に行う6節「塗り仕上げ」と下地施工から仕上げ塗りまで一貫して行う7節「土物工法」の節を設けるなど、下地から仕上げまでの区分を明確にすることによってわかりやすい構成とした。

1 節 総 則

- ・「つけ送り」は躯体工事の一部であり、左官工事にとっては追加工事であることを解説に明記した。
- ・「現場調合」、「既調合材料」、「補助材料」、「補強材料」の用語を追加した。
- ・性能規定化に対応し、「目標性能」の項目を追加する方向で作業を進めてきたが、現時点で

明確な性能を規定するに足る技術的根拠が整備されていないことなどから、旧 JASS15 から取り上げていた「はく落安全性の確保」のみの記述にとどめた。

- ・「工事に従事する者」では、基幹技能者を追加した。
- ・「環境対応」の項を追加し、作業中および廃棄物に対する環境への配慮事項を記述した。

2節 材料一般

- ・のりを「しっくい用のり」、「土物仕上げ用のり」、「こまい壁用のり」に区分し、「こまい壁用のり」はさらに、「土物壁用のり」と「砂壁用のり」に区分した。
- ・「その他の繊維類」を目的と連動する名称として「その他の補強材料」に変更した。
- ・「セメントスタッコ」、「ローラー模様仕上塗材」、「繊維壁材」、「こて塗り用軽量塗材」を「建築用仕上塗材」としてまとめ JIS A 6909（建築用仕上塗材）に規定する 12 種類の仕上塗材を選定できるようにした。
- ・「既調合せっこうプラスター」、「既調合ドロマイトプラスター」、「既調合しっくい」を「既調合プラスター類」としてまとめた。

3節 施工一般

- ・4節から3節に変更した。内容として大きな変更はない。

4節 適用下地

- ・「下地」を「適用下地」に名称変更し、「コンクリート系下地」、「せっこうボード下地」、「木質系セメント板下地」、「木ずり下地」、「ラス系下地」、「こまい下地」の6つに区分した。
- ・左官下地としての適切な状態を明記するとともに、はく落安全性の確保に関する規定を充実させた。
- ・「コンクリート系下地」では、現場打設コンクリート天井・壁下地、プレキャストコンクリート天井・壁下地、メーソンリーユニット壁下地、ALC パネル壁下地、現場打設床下地、プレキャストコンクリート床下地、ALC パネル床下地に分類し、材料と部位による区分を明確にした。はく落安全性確保の観点から、コンクリート表面の処理方法の種別の規定を追加した。
- ・「せっこうボード下地」では、従来のせっこうラスボード下地の他にせっこうボード(GB-R)を追加とした。
- ・「木質系セメント板下地」では、平滑性、使用実績などから木片セメント板を適用下地から除外した。
- ・「ラス系下地」では、従来の鋼製金網下地とラスシート下地を合わせて、「ラス系下地」とした。また、構造躯体種別、直張り・通気工法別の組み合わせを明記し、わかりやすくするとともに、はく落安全性および耐久性を向上させる規定とした。

5節 次工程のための下地づくり工事

- ・4節で規定した各種下地に対して、左官仕上げをはじめとする塗装・吹付け、タイル張り仕上げなどの各種仕上げを施工するために必要な下地づくりとして新たな節を設けた。
- ・表 5.1.1「各種仕上げに適応する下地」に4節で規定する下地の上に6節「塗り仕上げ」に

規定する各種左官仕上げおよび JASS 18, JASS 19, JASS 23, 塗り床などの仕上げを行う場合の 5 節で行う下地処理との適応関係を示した。

- ・はく落安全性確保の観点から、水湿しの項を削除し、吸水調整材塗付を標準とした。
- ・下地づくりの種類として、従来は現場調合のモルタルを用いる場合と既調合のモルタルを用いる場合の下地づくりに区分していたが、本仕様書では、モルタル塗りによる下地づくりとしてモルタル 1 回塗り工法、モルタル 2 回塗り工法、モルタル 3 回塗り工法、プaster類による下地づくり、せっこうプasterによる下地づくり工法として明確にした。

6 節 塗り仕上げ

- ・旧仕様書では 8 節から 21 節まで塗り仕上げの種類ごとに節を設けていたが、本仕様書では 5 節の下地づくり後に行う塗り仕上げを 6 節に整理してまとめた。
- ・旧仕様書では「しっくい塗り」としていたものを、工法が異なることから「本しっくい塗り仕上げ」、「土佐しっくい塗り仕上げ」、「既調合しっくい塗り仕上げ」に区分しわかりやすくした。
- ・旧仕様書では「セメントスタッコ塗り」、「ローラー模様仕上塗材塗り」、「繊維壁材塗り」、「軽量骨材仕上塗材塗り」の呼称で節を設けていたが、JASS 23 や JIS A 6909 (建築用仕上塗材) と整合性を持たせるためにこれらと同じ名称とし、6.7 「建築用仕上塗材仕上げ」としてまとめた。
- ・旧仕様書では、一括して「床塗り」としていた項をおのおの個別の工法であるために、「床モルタル塗り仕上げ」、「床コンクリート直ならし仕上げ」、「カラーセメント散布仕上げ」、「床コンクリート洗い出し仕上げ」、「セルフレベリング材塗り」として項立てした。

7 節 土物工法

- ・旧仕様書では「こまい壁塗り」として規定していた、「土物工法」を「こまい壁塗り」、「土物仕上げ」、「大津壁仕上げ」に分けわかりやすくするとともに、「たたき床塗仕上げ」を含め 7 節「土物仕上げ」として独立した節とした。

付録

付 1. JASS 15 M-101 「ラス系下地用鋼製金網の品質規準」

- ・耐久性確保の観点から大幅に見直し、高耐食亜鉛めっきラスやステンレス鋼ラスを加えるなど、ラス素材による耐久性区分を設けた。
- ・ラスの形状・寸法においては用途区分の項を設け、用途別に種類・単位面積あたりの質量を規定した。

付 2. JASS 15 M-102 「ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準」

旧仕様書では、「既調合軽量セメントモルタルの品質規準」の名称であったが、内容的にはラス下地用であるため、用途が明確になるように名称変更した。

付 3. JASS 15 M-103 「セルフレベリング材の品質規準」

- ・はく離防止の観点から長さ変化の規定を設けた。
- ・使用者側の観点から、せっこう系とセメント系の養生条件を同じにした。

- ・薄塗り用(標準塗り厚 5 mm)の適切な評価を考慮して、試験体の作製時に一般用(標準塗り厚 10 mm)と薄塗り用(標準塗り厚 5 mm)の塗り厚さを変えることとした。
- ・表面接着強度試験方法を JIS A 5536 (床仕上げ材用接着剤)に変更した。

付 4. JASS 15 M-104 「下地調整用軽量セメントモルタルの品質規準」

- ・左官用軽量発泡骨材に、あらかじめ工場で混和剤や繊維を混合し、現場でセメントと水を混合することを前提として調整された、下地調整用軽量セメントモルタルの品質規準を新規に定めた。
- ・品質規準の作成にあたっては、1998年3月に日本建築仕上学会の外部用軽量モルタル性能評価委員会で、基礎的な物性試験、タイル仕上げを含めた促進耐久性試験、実績などを考慮して定めた、「外部用軽量モルタルの性能評価試験および品質基準(案)」を参考とした。

付 5. JASS 15 M-105 「ラス系下地用ステーブルの品質規準」

- ・ラスモルタルのはく落安全性、耐久性、通気工法への適用性などを考慮して、ステーブルの形状・寸法、材質・耐食性などの品質規準を新規に定めた。

2007年6月

日本建築学会

序

本会は、去る大正12年に建築施工技術の向上を図るため、委員会を設けて、仕様書の標準化に着手致しました。以来昭和16年までの間に、建築主体工事に関しては16の標準仕様書が作られ逐次会誌をもって発表されたのであります。その間においても技術の進歩、材料の変遷等に即して、改正が企てられましたが、当時緊迫化を辿りつつあった内外の諸情勢は、それを果さしめないまま遂に終戦を迎えたので、仕様書の改正を断念し、委員会も廃止して終ったのであります。

終戦後の混乱無秩序は、応急需要と相俟って、低劣な質の建築生産がなされて、真の建築復興の将来は実に暗澹たるものであります。しかるに進駐軍施設の建築需要が盛んになるに及んで、否応なしに海外技術の移入が行なわれるようになって、これが戦時中に低下したわが建築技術の回復に多大の刺戟を与えたことは事実として認めない訳には行かなかったのであります。昭和24年頃からは、国力も稍回復を見せたので、従って建築物の質的改善の要請が起って参り、翌25年5月には、建築基準法が制定実施に移されて質の向上が法的にも要求されるようになりました。

それに先だって、いわゆるビルブームの兆が現われ始めましたが、25年2月建築制限がほとんど廃止されてからは、永らく抑制下にあったビル建築が一斉に勃興したので、これに対処するためにも、施工技術の高度化が要求されるに至ったのであります。そればかりでなく、わが国が戦争のために空白にした10年間と、この間の海外における建築技術の著しい進歩に鑑みても、当然施工技術の合理的改善を行わなければならない情勢にあったのであります。即ち経済性を基調に、移入技術の応用、わが国における研究成果の活用等によって、簡易化・機械化を図ることが当面の重要な課題となって来たのであります。

本会においては、これらの重要性を考慮し、昭和26年5月には、標準仕様書の全面的更改と材料規格の調査を目的とする「材料施工規準委員会」を設け、広く建築界各層の技術者および設備技術者等約230名を委員に御依頼して発足願ったのであります。

幸に委員長始め委員各位の熱誠なる御努力が実を結び、逐次発表を見るに至りましたことは建築界のためにも、誠に欣ばしいことであります。この仕様書が一段階となって、今後益々施工技術の進歩改善が期待される点は決して慥くないと信じます。

本会においても、本事業が建築界に大きな期待をもたれていることを察知致しまして、28年度事業としてこの仕様書による講習会を全国的に催し、速かな普及に資することに致しました。そのため解説の執筆など委員各位の御多忙を知りつつも相当御無理を願った点の多くあることを恐縮に存じております。

本書の刊行に当りまして、委員各位の御尽力はさることながら、これを御支援御協力せられました会員初め官民各方面の職場に対しましては深甚な謝意を表しますとともに、この仕様書の普及実行に一層の御協力をたまわらんことを望んで己まない次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会

「建築工事標準仕様書」(JASS)の刊行に際して

標準仕様書を作成することは、施工標準を決めようとするのであります。即ち合理的で経済的な施工の一定標準を定め、これが普遍化を期待し、それによって一般建築物の質の向上を図ろうとするのが、その目的であります。

先ず、その根本的方針としては、技術の進歩に即応し、新材料の利用、規格の尊重、新決定用語の採用によって、時代に適合し、しかも飛躍に過ぎることのない様、官庁と謂わず、民間と謂わず、建築界全体を通じて使用し得られる仕様書の決定版を得ようとするところに、目標を置いたのであります。

この仕様書を成るべく短期間にまとめたく思ったためと、また専門中の専門知識を動員するために、調査委員会の構成は、細分科制を採り、14の分科会を設け、独り建築主体工事に限らず機械、電気などの設備工事をも含めた33章に亘る工事別仕様書の調査執筆に着手したのであります。

審議の方法は、前記14の分科会の外に、主査も参加する運用調整委員会を設け、分科会で作られた夫々の原案を更に運用調整委員会にかけて、精粗・軽重などについての分科会相互間の均衡を考え、総合的に検討を加え、その結果を、広く建築界の輿論に問うため、会誌に発表するほか、全支部を始め全国に亘り65ヶ所の連絡機関を設けて、忌憚のない御意見を求めたのであります。それ等の結果は、再びこれを委員会に戻して、再検討を行ない、斯くして得た最終案を、本決定に運ぶような方法をとったのであります。

幸に委員各位には公私共に御多忙であるにも拘らず、全く献身的な努力を傾けられまして、御蔭をもって、昨27年8月号の会誌から逐次原案を発表することができたのであります。本書に載せた仕様書は上記の方法によって得た最終本決定の一部であります。

未だ全部の完成には到りませんが、一応成果をあげたものをもって学会が講習会を全国的に開かれることになったため、原案作成委員の方々に重ねてその解説の執筆を煩わしました。時間の関係もあって、それは執筆委員各自の責任において書かれたものでありますが、これによって、細目についての制定の意図、内容などが正しく御理解願えることと思えます。本委員会としては、将来仕様書の完璧を期するために、実施上の御経験などを御申越戴いて、改善に改善を重ねる考えでありますから、今後とも格別の御協力を御願ひ致したいのであります。

なお、委員長を扶けられて、非常な御尽力を払われた委員各位を始め資料の御提供に、あるいは連絡機関として成案に対しても貴重な御意見を御寄せ下さった全支部及び官公庁、建築事務所、建築業者等の方々に対し、この機会をかりて厚く御礼申上げる次第であります。

昭和28年11月

日本建築学会 材料施工基準委員会

委員長 下 元 連

日本建築学会建築工事標準仕様書 制定調査方針

(目 的)

1. 建築の質的向上と合理化を図るための適切な施工標準を作ることを目的とし、次の点を考慮して標準仕様書を体系づけた。
 - a. 建築設計を拘束したり、統制したりしないが、統一して差支えない程度のものはなるべく一定するように努めた。しかしそのため、施工技術の最低限度を割らないよう注意した。
 - b. 施工技術の専門細分化が近來特に甚しい傾向にあるので建築技術者を始め多数の専門家の密接な協力を得て、各専門分野の技術の有機的な繋りを保つと同時にそれ等専門技術の建築技術への浸透を仕様書を通じて図ることにした。
 - c. 技術に関する研究の進展、材料の進歩等に即応し、検討を経て成果を得たものは、なるべく速かに仕様書に織り込み、研究とその成果の活用とを直結して技術に進歩性をもたせた。

(用 途)

2. 広く各方面の意見を徴して、官公庁、民間を問わず中央と地方とに拘らず各種構造の建物のいずれにも適応できるものとした。

(規格、計量、法令)

3. 度量衡はメートル法を主とし、その他の計量が慣用されているものについては、括弧内に併記した。
4. 日本工業規格 (JIS)、日本標準規格 (JES)、その他の規格にあるものは規格を用い、公定規格のないもので特に業界規格等を必要とするものについては、こだわらずに採用して、それ等との調整と活用とを図った。なお場合によっては、暫定的に日本建築学会規格をも作った。
5. 建築基準法その他法令に関係ある事項は、法令に定められたところと背馳しないようにした。

(体裁、略称)

6. 建築工事における一般的かつ共通的なものについて記述し、特殊な材料、工法、寸法ならびに工法その他が数種類あるものはこれを羅列し、各工事毎に特記仕様書を附加してこれに設計者が所要の事項を記入することにした。
7. この仕様書は JASS (Japanese Architectural Standard Specification) と略称し、章名の番号と併記して用語の簡明化を図った。

「建築工事標準仕様書 (JASS)」は学術、技術の進歩、材料の改善に即応せしめて、絶えず改訂を行おうとするものであるから、本仕様書を使用された経験による御意見を本会に御寄せ願ひ、その完璧を期すことに特に御協力願ひたい。

JASS 15 改定の経緯

昭和 50 年 11 月改定版

JASS 15 左官工事は昭和 32 年に制定（本文）されたが、その後左官材料や工法の研究が進み、新材料・新工法の開発も盛んに行われ、また施工技術も向上してきたので、仕様書の内容が実情と合わなくなってきた。その間、本標準仕様書を参考にして作成された官公庁や多くの事業者の共通仕様書は独自の改訂を行って現実に対応してきたのである。したがって、JASS 15 は本来の標準仕様書が保有している指導性を失いつつあった。一方、各方面で、JASS 15 の改定を希望する声も強くなってきたので、第 4 分科会では昭和 46 年 3 月から改定の作業に着手し、約 3 か年間で費して慎重審議し、その改訂案を建築雑誌昭和 46 年 6 月号に発表した。改訂案に対しては多くの会員のかたがたから貴重な御意見を寄せられたので、それらを十分に尊重しながら検討を加えて最終案を昭和 50 年 3 月につくり上げることができた。

標準仕様書には解説を付して単行本として日本建築学会より出版する例が多いが、左官工事に関しても、今回の改定に関して、初めて解説付きとしてまとめることになった。

本仕様書は改定とはいえ、内容的には全面的改定ともいえる章が相当にある。また、旧 JASS 15 から削除されたものは、耐酸アスファルトモルタル塗であるが、これは現在使用されることが極めてまれになってきたことによる。新たに追加されたものは以下のようなものである。

9 節 合成樹脂エマルジョンプラスター塗

化粧用セメント吹付仕上げ

砂壁状吹付材仕上げ

繊維壁塗

セメント系複層模様吹付材仕上げ

骨材あらわし仕上げ

10 節 合成樹脂塗床

11 節 モルタルポンプ工法

各節とも材料については新しく制定された JIS や改正された JIS、あるいは新材料などをとり入れてある。工法については新しいものや、旧 JASS 15 には採用されてなかったものが一般化したようなものは極力とり入れてある。これらの内容については、1 節から 12 節までの全体を通じていえることである。

左官工事は、従来はこて塗り作業を主対象として考えられていたが、最近では吹付工事の占める割合も多くなったので、改定時点であるべく多くの吹付工事もとり入れることにした。吹付工事の一部についてはすでに JASS 18 塗装工事でも採用されているので重複している。吹付工事という分野を JASS 15 や JASS 18 から独立させて新しい標準仕様書の体系をつくる作業は現在材料施工委員会吹付工事小委員会（略称：第 4.7 分科会）で検討されている。

11 節モルタルポンプ工法は、モルタルを圧送または圧送して吹付ける工法であるから、仕様書

の構成内容からいえば、3節のセメントモルタル塗の運搬あるいは吹付けの工法に属すべきものかも知れない。しかし、モルタルポンプ工法は比較的新しいものであり、近い将来はそのように考えるにしても、現時点では本仕様書全体が運搬については触れていないので、特別な措置として1節を設けた。

JASS 15 左官工事の内容を補強するための材料や試験方法の学会規準ともいうべきものの必要性も認められていたが、これらの整備は次回の改定までの宿題とし、今回は解説の末尾に関係のあるJISを掲載してある。

昭和 56 年 12 月改定版

昭和 50 年 11 月に JASS 15 の改定が行われたが、その後吹付工事に関する新しい標準仕様書の作成が進められ、昭和 52 年 12 月に JASS 23 (吹付工事) が制定された。一方、セメントに合成高分子系混和剤・無機質充てん材および骨材などを工場で配合した既調合材料による下地調整や薄塗工法などが普及してきたので、第 4 分科会では昭和 53 年 7 月から JASS 15 の改定作業に着手し、ここに成案を得た。改定箇所と内容については建築雑誌昭和 55 年 5 月号に掲載し、会員の方々のご了解を得たが、主な改定点は以下のとおりである。

(1) 1 節一般事項の一部改定

現場安全管理の項を新設した。

(2) 2 節下地の一部改定

メタルラス・ワイヤラス・ラスシートなどは亜鉛めっきなどで防せい処理したものを使用することに改め、またその取付け工法を強化した。

(3) 3 節セメントモルタル塗の一部改定

セメントモルタル塗は、混和材料を積極的に使用するよう改定した。

(4) 9 節の内容の変更

(a) セメント砂壁状吹付材仕上げ・合成樹脂エマルジョン砂壁状吹付材仕上げおよびセメント系複層模様吹付材仕上げは、JASS 23 に移行したので削除した。

(b) 下地調整材塗・セメントスタッコ塗およびローラー模様仕上材塗を新設した。

なお、上記の改定のほかにも、必要と思われる部分はより適正なものに改定した。

付録についても最新のものとした。

1989 年 2 月改定版

現行 JASS 15 は、昭和 56 年 12 月の一部改定以後、約 7 年を経過した。この間に、左官工事に占めるセメントモルタル塗りの比率は一層増大し、野丁場ではコンクリート打ちの精度向上に伴って薄塗りで仕上げる傾向が強くなった。また、左官工事に既調合モルタルが採用されるケースも増したため、今回の改定ではセメントモルタル塗りを強化し、コンクリート下地の場合とラス下地の場

合に分離してそれぞれ独立の節としたこと、コンクリート下地セメントモルタル薄塗り・色モルタル仕上塗り・かき落とし粗面仕上げなどの節を新設したことなどに特色がある。一方日本建築学会材料施工委員会では昭和62年4月に委員会の改組があり、JASS 15 (左官工事)・JASS 18 (塗装工事) およびJASS 23 (吹付け工事) の3つの塗付けに関する小委員会が「塗付け工事運営委員会」のもとに統括された。そこでJASS 15の形式をJASS 18およびJASS 23にならって統一させて材料一般・工法一般の節を設けたため、大幅な改定となった。なお、JASS 15は22の節で構成されているが、全節を通じてJISの新設・改定に応じて整合を行い、また、一般化された新材料や新工法はできるだけ採用した。主要な改定点をあげれば以下のとおりである。

(1) 材料一般，工法一般の新設など

- a. 1節 総則，2節 材料一般，3節 下地および4節 工法一般の4つの節は，5節以降の各節工事全体にかかわる共通事項とした。これはJASS 23と様式の調整をはかった結果で，2節と4節は今回新設されたものである。
- b. 旧1節「一般事項」は，その一部を強化して1節 総則とし，残部は工法一般に組み入れた。
- c. 3節 下地では，旧2節「下地」の内容を充実したほか，左官工事別に適応する下地の種類を表にして明示した。
- d. 5節以降の各節では，材料・下地および工法の項で2節～4節の記述をできる限り引用して簡略化に努めた。

(2) セメントモルタル塗りの充実

旧3節「セメントモルタル塗り」は，コンクリート下地の工法とラスモルタルの工法を一緒に記述したうえ，各種モルタル仕上げにもふれているためわかりにくい点があった。そこでこれらを5，6，7，13および14の5つの節に書き分け，内容を充実させた。

(3) 各種仕上塗り工法の節建て

- a. 下地調整塗りや仕上塗りを目的とした単一の塗り層のみからなる工事は，旧9節に一括されていたが，これを解体してそれぞれ独立の節を設けた。すなわち，下地調整材塗りは6節と19節に，セメントスタッコ塗りは15節に，ローラー模様仕上材塗りは16節，繊維壁塗りは17節，そして骨材あらわし仕上げは20節とした。
- b. JIS A 6917 (軽量骨材仕上塗材) を用いたこて塗りは18節として新設した。
- c. 旧9節では石綿スレート・パルプセメント板・けい酸カルシウム板などを下地として認めていたが，これらはJASS 15の下地から除外した。

(4) 床塗りの新設

- a. 旧10節「合成樹脂塗床」は，すでに(合成高分子系床仕上げ施工指針)ができ，近日中にJASS 19 (内外塗工事) で取り扱う予定となっているので，JASS 15から削除した。
- b. 21節を設け，床モルタル塗り，床コンクリートじかならし仕上げ，セルフレベルング材塗りおよびアスファルトモルタル塗りを一括した。

(5) 工程表の採用

- a. JASS 23 などと様式の調整を図り、5 節～21 節では、できる限り工程表を採用した。ただし、11 節 しっくい塗り、12 節 こま壁塗りおよび 20 節 骨材あらかし仕上げには工程表はつかない。
- b. JASS 15 では、調合は容積比を基本とし、調合表はすべて容積比によっているが、工程表の調合だけは重量比で示し、単位面積当たりの材料所要量を付記して積算の便宜をはかった。

(6) その他

- a. 旧 12 節「モルタルポンプ工法」は独立の節とせず、4 節 工法一般に含めた。
- b. 「塗」の送り仮名は、一般に「塗り」と送る。ただし、JIS にある用語はそのまま用いる。また、複合名詞の場合、中間にきたときは送り仮名をつけない。

1998 年 1 月改定版

旧 JASS 15 は 1989 年に改定が行われた。その後、JIS A 6916（仕上塗材用下地調整塗材）をはじめとする JIS の改正、セメントモルタルを中心とした左官用骨材の品質や種類（軽量発泡骨材など）の変化、混和材料や下地調整の技術的充実等がはかられてきた。

現仕様書を上記の実状に合わせることを主として下記の主旨で改定作業を行ってきた。

- ① 1993（平成 5）年 12 月に提出された「左官（モルタル塗り）工事の実態調査報告書（日本建築学会）」の指摘事項の内容を盛り込む。
- ② モルタル塗り用骨材として約 65% 使用されている左官用軽量発泡骨材を正しく使うための判断基準となるように技術的内容を充実させる。
- ③ 各工程の技術的内容や管理のポイント等について設計監理者や現場管理者が分かるように解説の表現や図を充実させる。
- ④ 改正された仕上塗材用下地調整塗材、フライアッシュ等の JIS との整合性を持たせる。
- ⑤ 8 節以降のセメントモルタル以外の伝統的な工法については技術的变化が少ないことから見直しは行わない。
- ⑥ 剥落安全性の確保を促すとともに安全性確保のための解説を加える。

主な改定点は以下のとおりである。

1 節 総則

- ・「発泡骨材」を「左官用軽量発泡骨材」とした。
- ・「係員」の用語を JASS 1 に従って「監理者」と具体的に記述した。
- ・「シーラー」を「吸水調整材」に変更した。
- ・地震や日常のムーブメントに対する「剥落安全性の確保」の項目を設け、剥落安全性についての対策を促すとともに、各節で具体的な対策方法を明記した。

2 節 材料一般

- ・「合成樹脂系混和剤」を「セメント混和用ポリマー」とし JIS A 6203（セメント混和用ポリマー

ディスパージョンおよび再乳化形樹脂)と整合性を持たせた。

「既調合材料」で、「ラス下地既調合セメントモルタル材」として現実には軽量骨材を使用していることから、「ラス下地用既調合軽量セメントモルタル材」に変更。その他の既調合材料はJIS A 6916(仕上塗材用下地調整塗材)等が改正され中身も充実してきたので既調合材料の特徴に関する項目を本文から削除した。

3節 下地

- ・付け送り厚さが25 mmを超える場合の処置で、「コンクリート増し打ち」は左官工事の範囲外なので削除し、解説で剥落安全性を含めた下地処理の考え方を明記した。
- ・外壁で用いる平ラスおよび異形ラスの取付け部の配置は、耐震安全性と施工性を考慮して「15 cm 以内」を「10 cm 以内」に変更した。

4節 施工一般

- ・新しく使用され普及している器具類を解説に充実させるとともに、現在使用していない器具類、仕様書に必ずしも明記する必要のないごく一般的に用いる器具類の解説を削除した。

5節 コンクリート下地セメントモルタル塗り

- ・材料に「吸水調整材」の項目を設けた。
- ・仕上げの総厚の限度を25 mmとし、25 mmを超える場合は補強することとした。また付け送りを含めた総厚が35 mmを超える場合も補強することとした。
- ・軽量モルタルを用いる場合、軽量モルタルの総塗り厚を10 mm以下とした。
- ・骨材の品質低下に伴いモルタルの調合を一部変更した。
- ・工程および工法の中に「吸水調整材塗り」と「セメントペースト塗り」の項を設けた。

6節 コンクリート下地既調合セメントモルタル塗り

- ・節のタイトルを現状に合わせ「コンクリート下地セメントモルタル薄塗り」を「コンクリート下地既調合セメントモルタル塗り」に変更した。
- ・「セメントモルタル薄塗り材」の用語をJIS A 6916(仕上塗材用下地調整塗材)と整合性を持たせ変更した。

7節 ラス下地セメントモルタル塗り

- ・現状に合わせ「ラス下地既調合セメントモルタル材」を「ラス下地既調合軽量セメントモルタル」に変更した。兵庫県南部地震後実施されたラスモルタルの耐震実験データをもとにして、耐震安全性能と確保手法を充実させた。

8節以降は、用語やJISの変更部分の見直しのみを行った。

JASS 15 左官工事

目 次

本文 解説
ページ ページ

1 節 総 則

1.1 適用範囲および原則	1	89
1.2 用語の定義	1	90
1.3 変更・疑義など	3	95
1.4 はく落安全性の確保	3	95
1.5 工事に従事する者	4	96
1.6 環境対応	4	97

2 節 材料一般

2.1 適用範囲	4	98
2.2 結合材料	4	98
2.3 混和材料	5	102
2.4 骨 材	6	109
2.5 水	8	116
2.6 補強材料	8	116
2.7 既調合材料	9	118
2.8 補助材料	9	122

3 節 施工一般

3.1 施工計画	10	123
3.2 仮 設	10	124
3.3 工法一般	10	125

4 節 適用下地

4.1 コンクリート系下地	13	136
4.2 せっこうボード下地	14	141
4.3 木質系セメント板下地	15	144
4.4 木ずり下地	16	146

4.5	ラス系下地	16	147
4.6	こまい下地	22	161

5節 次工程のための下地づくり工事

5.1	適用下地	22	164
5.2	コンクリート系天井・壁下地	24	165
5.3	コンクリート系床下地	31	184
5.4	ラス系下地	35	193
5.5	せっこうボード系下地	38	198
5.6	木質系セメント板下地	39	203

6節 塗り仕上げ

6.1	塗り仕上げの種類と適用部位	41	205
6.2	せっこうプラスター塗り仕上げ	41	207
6.3	ドロマイトプラスター塗り仕上げ	45	213
6.4	本しっくい塗り仕上げ	48	218
6.5	土佐しっくい塗り仕上げ	51	222
6.6	既調合しっくい塗り仕上げ	54	227
6.7	建築用仕上塗材仕上げ	56	230
6.8	色モルタル塗り仕上げ	57	244
6.9	かき落とし粗面仕上げ	58	248
6.10	骨材あらわし仕上げ	60	252
6.11	床モルタル塗り仕上げ	62	256
6.12	床コンクリート直ならし仕上げ	63	258
6.13	カラーセメント散布仕上げ	63	260
6.14	床コンクリート洗い出し仕上げ	64	261
6.15	セルフレベルング材塗り	64	262
6.16	人造石塗り仕上げ	66	265
6.17	テラゾ現場塗り仕上げ	69	273

7節 土物工法

7.1	こまい壁塗り	73	279
7.2	土物仕上げ	75	284
7.3	大津仕上げ	80	290
7.4	たたき床塗り仕上げ	81	293

8節 特記

8.1 総則	83	296
8.2 特記事項	83	296

付録 日本建築学会規格

付1. JASS 15 M-101	ラス系下地用鋼製金網の品質規準	301
付2. JASS 15 M-102	ラス系下地用既調合軽量セメントモルタルの品質規準	306
付3. JASS 15 M-103	セルフレベルング材の品質規準	311
付4. JASS 15 M-104	下地調整用軽量セメントモルタルの品質規準	314
付5. JASS 15 M-105	ラス系下地用ステーブルの品質規準	318